

9月定例会の議案質疑

※ 9月定例会（9月9日から25日まで開催）では、市長提出議案29件のほか、議会基本条例制定特別委員会の設置についての決議を含めた議員提出議案3件、請願3件を審議しました。

25年度一般会計決算

問 空き店舗対策事業補助金返還金の内容は。

答 空き店舗事業補助金返還金12万5千円については、24年度に空き店舗改修費用の補助を受けた事業者が交付要綱では補助金交付後、営業期間2年以上となっていないところ、期間を満たさずに閉店したため、月割りにより10か月分の補助金返還を受けたものである。

問 (株)龍勢の町よしの経営状況について、今後の対策はどのように考えているか。

答 25年度も直売所の販売額の減少により、経営状況も好転せず運営資金に行きづまってしまった。このため、26年3月に無利子で3千万円の貸し付けを行った。据え置き期間3年、償還期間は10年である。龍勢の町よしの今後の対策では会社の経営方針に基づいて経営改善に取り組むよう指示を行なった。具体的には次の3つを柱として経営改善に取り組んでいく。

一つは不採算施設であるみどりの村農産物販売所およびキャンプ場、ならびに釜の上の直売所の休止、あるいは縮小。二つ

目は人件費として正社員1人とパート職員の削減。三つ目は秩父市雇用創造協議会と連携した新商品の開発。今後も龍勢の町よしだと協議を重ねて経営改善に取り組んでいきたいと考えている。

問 公共施設調査業務委託料9百万9千円について、委託調査の状況は。

答 公共施設調査業務は、公共施設のファシリティマネジメントを進める上で、施設の状況を把握する必要があるので、24年度に(財)地方自治研究機構との共同研究を行い、施設の「簡易性能診断」として始めたもの。24年度は15施設について、市内の設計事務所に診断を委託。25年度は69棟の建物について、埼玉建築士会秩父支部に委託して「簡易性能診断」を実施。全額、国の補助金を充当し、当市の持ち出しはなし。

問 防犯灯設置工事LED化の進捗状況は。

答 市が設置した防犯灯2842基の内、25年度に新設した40基についてLED防犯灯を設置。26年度も新設要望のあった46基にLED防犯灯の設置を進めている。進捗率は3%になる見込み。既存の防犯灯もLEDに交換していく必要があり、より効果的で有利なLED化を検討している。

問 産業労働者住宅資金貸付制度融資預託金4千万円の利用状況は。

答 26年3月現在、預託金4千万円の内3393万9千円を利用いただき、合計39件9129万8千円を貸付中。

問 木質バイオマスエネルギー事業の現況について、環境学習等の来館者数とバイオマス発電施設の現況について。

答 秩父バイオマス元気村発電所の視察者は、24年度が1254人、25年度が1033人となっている。稼働した18年度からの合計は1万2163人。

ちちぶバイオマス元気村発電所は、26年3月15日に原因不明の火災が発生してから、運転を停止しており、今後の管理運営については現在検討中である。運転を再開するとした場合、修繕にかかる費用および必要なランニングコストを積算しなければならぬ。また、このまま廃止するとした場合、国庫補助金の返還金を計算するとともに、その影響を考慮しなければならぬ。現在、埼玉県および林野庁と協議中であり、今後慎重に決定したい。

問 教育相談事業、非常勤職員報酬の内訳は。

答 小学校から中学校では事務員やふれあい学級、中学校においてはさわやか相談員、図書室司書等の他幼稚園園長、パート職員の報酬となっている。

水道事業給水条例の一部改正

問 改訂後の水道料金は、秩父地域四町と比べてどうなるのか。

答 現在、家庭用メーター口径13mmで月30m使用した場合、皆野・長瀬上下水道組合が5375円、横瀬町が4300円、秩父市が4160円、小鹿野町が3350円である。改定後、秩父市は4730円となる。

問 広域化後の料金設定はどうなるのか。

答 統合する際に標準的な料金を決め、5年以内の料金統合を検討。

問 低所得者、中小企業などへの料金の減免措置は。

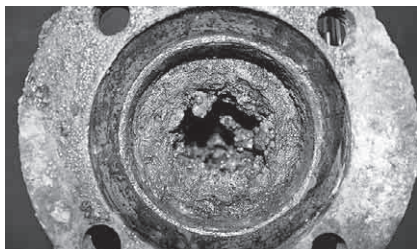
答 水道法で平等的な取り扱いが原則。特定の水道利用の階層の料金を引き下げると別の階層の料金をあげバランスをとることに。水道料金だけで配慮するのは難しく、生活保護や市民支援、産業支援の観点から今後も協議していきたい。

問 施設維持等に関する固定費と新水道料金の設定に対する見解は。

答 水道事業は施設産業であり固定費割合が9割を占める。今回の改正で基本料金から27.5%。



(吉田総合支所3階)



老朽化して内部が腐食した水道管

残りを水量に応じた料金から固定費へいただくことになる。国の指針は、将来の給水量減少を踏まえ固定費を基本料金から9割程度、残りを水量に応じた料金からとなつていくが、全国平均は3割程度である。秩父市としては従前が20%であることを踏まえ全国平均を下回る割合となる。

問 現在、水道料金は2ヶ月に一度の検針により銀行から引き落としされる。それを検針は2ヶ月のままで、引き落としを毎月引き落とすという考えがあるか。

答 経営審議会からも料金を支払う方々の負担を下げるために、検針は2ヶ月のままで、毎月支払うような形にできないかという意見をいただいているところである。やはり当局としても、負担

一般会計補正予算

問 水痘予防接種委託料802万5千円、定期肺炎球菌予防接種委託料553万1千円、それぞれの予定人数、委託単価、要綱等の内容について。

答 肺炎球菌助成事業については、26年度より国の助成制度が充実され、一人あたりの単価6500円となり、予定人数1229人分の増額補正によるものである。

問 農業総務費負担金3億6千万の内容は、また秩父地域鳥獣対策協議会

を下げるという方向で検討していく必要があると考えている。2ヶ月に一度を毎月にするこの経費の増加とバランスをよく見て、今後とも引き続き検討していきたいと思っている。

問 現在の2ヶ月に一度の検針を3ヶ月に一度の検針とし、引き落としを毎月とした場合、経費は削減できると思うがその考えはどうか。

答 検針の経費につきま

問 道路新設改良費の9百万は。

答 荒川小野原9号線の改良工事を設計したら、山側の擁壁部分に追加がでたための補正である。

問 旧庁舎跡地の安全柵使用料235万9千円が計上されているが、期間と単価は。また、今回の補正により当初予算の196万6千円と合わせ432万円となる。25年度決算では財産管理費として157万5千円となっており、この対比においても2.74倍の高額となっている理由について

答 農業費は2月の雪害によるハウスの撤去80棟、再建70棟の補助金である。さらに、総務費鳥獣対策補助金は、田村地区の動物の緩衝帯整備費および大滝地区に、実証実験で大型箱わなを設置するもの。



9月定例会本会議の様子

問 過密割合の高い学校から手掛けたい。順次設置していく方向で考えている。

問 防火水槽築造工事百万円の補正の理由と場所

答 当初、予定していた蒔田地区の防火水槽の移設工事が、地権者の都合で取り消しとなったため、要望のあった寺尾地区防火水槽について撤去新設工事を行いたいものである。なお、当初予定の蒔田地区については県の工

答 「資材の高騰」とのリース会社の説明であり、期間は26年10月から3月までの間とする。

問 普通教室空調設備設置実施設計業務委託料278万1千円が計上されている。この委託内容について。また、全校を対象とすることはできなかったのか。

問 中心市街地活性化事業の商店街まちづくり事業補助金の詳細。

答 国の商店街ハード支援整備事業で、中町商業会の防犯カメラ14台と東町商店街協同組合の64基の街路灯のLED化である。

問 建物損害共済金について、雪害修繕と思うが、概要と今後の予定は。

答 大雪の被害にあった市有物件68件の内の11件について今回交付されるもので、被害は屋根、雨

問 聖地公園整備事業の土地購入費について、購入地の場所と今後の聖地公園全体像は。

答 聖地公園の墓地に隣接した場所であり、今後については、大きな増設の計画はないが、この土地は色々な用途に使える。

事であり、撤去費用については県の予算で行うため撤去費は計上していないが、今回、寺尾地区に防火水槽を新設するに当たり撤去費百万円を補正予算として計上した。

問 放課後児童対策事業のクラブ室建設費補助金の対象は。

答 社会福祉法人「恵明会」で行う児童保育事業で、補助対象の三分の一を超える部分を補助するものである。

問 保健センター事務費、骨髄移植ドナー支援事業助成金の内容について。

答 これは25年9月、埼玉県議会へ提出された「県民の健康を守り、ドナーの骨髄提供をしやすい社会環境作りをはかる、骨髄バンクドナー助成制度創設を求める請願書」が採択され、市町村が実施主体となり、26年10月より実施をするものである。骨髄末梢血幹細胞を提供した者に、提供のために要した日数（7日を限度）1日につき2万円を助成するもので、予算は2万円×7日間×1名分で14万円を計上している。

問 ふれあいセンターの修繕費については2月の雪害により屋根の修繕にかかる費用である。高齢者福祉交流施設事業については、影森交流センターの屋根と雪止めの修繕。深流荘のふる修繕。高篠福祉交流センターの自動ドア修繕。大滝福祉交流センターのふる修繕である。

樋等で、他の物件についても、今後計上していく。

問 ふれあいセンター管理運営事業の修繕費の内容と、高齢者福祉交流施設事業の修繕費の内容について。

答 ふれあいセンターの修繕費については2月の雪害により屋根の修繕にかかる費用である。高齢者福祉交流施設事業については、影森交流センターの屋根と雪止めの修繕。深流荘のふる修繕。高篠福祉交流センターの自動ドア修繕。大滝福祉交流センターのふる修繕である。

9月定例会の討論

9月定例会最終日(9月25日)

議案および請願に対する討論が行われました。討論とは、採決の前に、議題となつてゐる議案に対し、賛成・反対の会派、個人の意見を表明することです。

水道事業給水条例の一部改正

反 対

提案理由は、老朽化した水道施設の耐震化を高め、将来にわたる市民への安定給水と経営健全化が図られるようにとつたものであるが、残念ながらこれまでの市民説明会をはじめ、特別委員会の審議説明の中でも、料金改定の必要性の説明に終始し、この提案趣旨・理由で述べているような内容の説明・審議は19日の委員会ですらと緒についたばかり、十分に尽くされたとは言えない。今回の料金改定により、少なくとも今後5年間の老朽管の更新計画・有収率改善の見込み・財政状況の改善見込みなど、具体的な将来像・見込み・希望が示されなければ、到底市民の理解は得られないばかりか、継続的な料金改定の不安を払しょくできない。本案は、継続審査に付し、さらなる検討が必要で

あることを主張し反対する。

反 対

現在の改修計画が将来の給水に見合つてゐるか精査の余地がある。本格的な水道広域化の計画策定の後、市の水道施設の更新や料金値上げの是非の検討はされるべき。

総務省から各自治体に通知された「公営企業の経営に当たつての留意事項について」の中では、水道事業等の地方公営企業に対し、中長期経営戦略の策定を強く求めている。市は体系的な中長期の経営計画を示しておらず、今回の値上げにより水道事業がどのように安定していくのかが不明確。明確な経営計画を示すべき。

地方公営企業法では「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあり、一般会計からの繰入を妨げるものではないと判断できる。新庁舎建設に充てるため既に42億円積み立てられている公共施設整備基金を繰り入れる等、水道料金の値上げを避けるためのあらゆる手段を尽くしたとは言えない。

以上3点から本案は継続審議するべきと考える。

賛 成

この議案は市民生活に影響を及ぼす非常に重い議案であり、特別委員会は6月議会閉会後の休会中に4回の会議を開催し、多くの資料請求をして水道事業について調査を進めてきた。その中で、水を多く消費する企業が再利用する装置を設置、節水意識の浸透、老朽管での漏水等から年々給水収益が減少したこと、浄水場改修等施設更新費増大、料金改定の遅れ、簡易水道事業の会計統合等が水道事業会計の赤字経営の要因である。これを解決するには、料金改定以外にはないと思う。議案審議の中で、継続審査の意見もあったが、さらに継続しても委員会の内容より充実した審査を超えることは不可能であると考え。今後、水道事業の広域化による県水道への統合、さらに、国庫補助金制度の広域化促進補助金を活用していく方向へ進めていくのが最善だと思う。よつて今回の条例改正に賛成する。

反 対

今回このように差し迫つた事態の中で、大幅な料金引き上げ提案をせざるを得ない事態に至つたのは、その時々で適切な対応を取るべく、先送りしてきたことの結果であり、これは水道事業のみならず市行政全体の責任であり、それは行政に対するチェック機能の役割を果たすべき

私たち議員自らの責任でもあるということである。

漏水が頻発している老朽石綿管の敷設替えなど急を要する対応が求められているとしても、この大幅な料金引き上げで最も大きな影響を被る水道水を多量に使う菓子製造業者等地域雇用を中心で支えている中小事業者や低所得層の方々に対する料金の減免や補助など一定の緩和措置が必要である。こうした補助や減免は実は他の自治体ですでに実施している制度であり、秩父市においても料金改定提案と同時にその措置を執るべきである。

よつて、この措置が執られないまま、水道料金のみ改定することについては、市民生活に抜き差しならない深刻な影響を与えかねないことから条例改正に反対する。

賛 成

秩父市の水道事業は、老朽化した水道事業の更新・人口減少に伴う給水収益の悪化で経営はきびしい状況にあることは皆さん、ご承知のとおりである。

誰でも公共料金の値上げは「いや」である。しかし、これから秩父市に住み続ける子々孫々まで、「安心・安全な水を安定的に供給する」ため将来を見据えての投資である。

また、今後秩父地域の広域化も検討されている。1市4町での広

域水道事業として整備し、ゆくゆくは埼玉県の水道事業との連携化を目指していくことがこの地域にとって最も重要と考えている。

将来の秩父地域の基盤整備としての水道料金改定の本議案に賛成する。

重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正

反
対

秩父市では年間約85名程度の方がこの認定を受けており、その三分の二は、65歳を過ぎてから新たに障害認定を受けている方々であることが明らかとなった。また、65歳以前は障害3級以下であったも、加齢に伴って重度化するケースも考えられることや、県の試算によるこの制度から締め出される人が年間1万3000人程と推計されていることから、県人口と秩父市人口との比較で考慮するとこの制度から締め出される人数は更に多くなることも容易に想像できる。消費税が増税で、市は使用料・手数料の値上げも行い、加えて年金支給額の引き下げ、高齢者負担増が続きます、そうした中で国の社会保障改悪と一体になった市民負担増につながる本条例の一部改正に反対する。

一般会計補正予算

反
対

旧庁舎跡地の安全柵使用料は25年度決算では157万5千円と報告されている。単純比較すると1・97倍である。資材高騰とか様々な要因だが、継続契約物件であることからしても、上昇率が異常であること、また、当初予算額199万6千円は、今年4月から9月までの6か月間分、今回補正の113万9千円は10月から27年3月までの6か月分と考えるのが妥当と思われるが、資材高騰などその間の説明との整合性がつかないこと、加えて言えば、議案質疑では月々のリース単価が、従来15万円であったものが27万3千円となったとの説明に整合する算出方式も明らかでないことなど、様々な疑問が払しょくできないまま、この増額補正計上を認められないところから本案に反対する。

「水道料金の値上げに関する条例の撤回を求める請願」を不採択とした委員会結果に関して

反
対

①人口減少と水需要との関係に見合う事業計画となっていない。
②浦山ダム建設費負担金等に対する市の負担軽減努力が見えない。

③漏水など事業そのものの在り方に関わる疑問に込んでいる。
④事業計画の将来像が見えず、継続的値上げの懸念を抱かざるを得ない。

本請願は、以上の4点を指摘し、水道事業給水条例の一部改正の撤回を求める内容となっている。

議案審査の中でも、本請願の趣旨と同様の指摘をし、継続審査とすべきであると主張したが認められなかった。

本請願に関しても、請願者の請願権を含め、願意妥当として採択を求めたが不採択とされた。

よって不採択とする委員長報告に反対する。

反
対

「秩父市水道事業給水条例の一部を改正する条例」に対する反対討論と同様の理由から、水道水を大量に使う中小事業者や低所得者層の方々に対する料金の減免や補助などの手当がなされないまま、水道料金を大幅に引き上げる同条例は撤回すべきであり、これを不採択とした水道事業調査特別委員会委員長報告に反対する。

「国民が安心して暮らせるエネルギー政策を求める意見書に関する請願」を趣旨採択とした委員会結果に関して

反
対

日本の全ての原子力発電所が停止して1年が経過した。既に世論は脱原発と再生可能エネルギーへの転換に向かっている。

二〇一四年の大飯原発差し止めに関する福井地裁の判決文は「原子力発電所を稼働することは、法的には電気を生み出す手段である経済活動の自由であるが、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益の総体である人格権よりも下におかれるものである」とし「ひとたび事故がおきれば、人格権を広汎（※広くいきわたるさま）に奪う原子力発電所に、具体的な事故の危険が万が一でもあれば差し止めが認められるのは当然である。」と判断した。経済的な利益を得る為に多くのいのちを危険にさらす原子力発電所を動かすことは許されない。

当市は福島第一原子力発電所事故時の「最悪のシナリオ」で5万人の避難が想定された250km圏内。当事者として請願を捉えるべきである。

原発労働者を取り巻く環境は想像を絶するもので、健康管理について国は責任を持つべき。再生可



能エネルギーへの転換と雇用創出は市の方向とも合致しており、請願の通り採択すべきと考える。

反 対

原発エネルギーの危険性については、関西電力大飯原発の運転差し止めを命じた5月21日の福井地裁の判決に端的に集約されており、判決文では明確に原発エネルギーの危険性について述べている。

こうして、原発エネルギーが未だ人類のコントロールの及ばないものである限り、これを是とすることは再びチェルノブイリやフクシマの悲劇を繰り返すおそれがある道を選択することに等しく、それこそあまりにも樂觀的過ぎると言わなければならない。

よって、国に原発エネルギー政策の転換を強く求める意見書を提出することは当然にして必要な行為であり、意見書の提出に至らない趣旨採択と決した総務委員長報告に反対する。

「集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定の撤回と、戦争参加を進める立法措置を講じないよう求める請願」を不採択とした委員会結果に関して

反 対

政府の権威や合法性が憲

法の制限下に置かれている立憲主義の立場から、戦地に自衛隊を派兵すること、戦争に日本国家が参加すること等、この国のかたちを大きく変える政治を行う場合には憲法の定めに従った手順と手法が必要である。

議会の審議もほとんど経ず与党協議で決定した今度の集団的自衛権の行使容認の閣議決定は民主主義国家として認められない。

日本国憲法は第9条だけではなく体系的に軍勢力を排除している。第73条では内閣の職務を「行政」と「外交」としているが、他国の自衛を援助する為の集団的自衛権の行使は、行政や外交の範囲を超えた「軍事権」の行使であり違憲である。

武力の行使の「新3要件」は時の内閣によっていくらかでも解釈可能である。今後関連法案の整備、改正が予定されており自治体の条例改正も想像される。今後の立法措置が大きな分かれ道であり、違憲である今回の閣議決定に則った法整備は許されるものではない。これから秩父で産まれて育っていく世代に平和の種を蒔く為にも本請願を不採択とすることに反対する。

賛 成

新たな閣議決定の核心は、憲法第9条の下で認められる自衛の措置（武力の行使）について「新

3要件」を定め、政府の恣意的な自衛権発動を封じた点にあり、法の番人と呼ばれる内閣法制局長官によれば、憲法改正によらなければできないことを解釈の変更で行うという意味での、いわゆる解釈改憲には当たらないと明言している。

また、安倍首相は、憲法第9条の下で許容されるのは「国民の命と平和な暮らしを守るため、必要最小限度の自衛の措置としての武力行使のみ。」と断言した。

以上のように、今回の閣議決定の内容が請願の冒頭にあるような「内閣の憲法解釈により覆す、立憲主義に反するもの」ではないことは明らかである。したがって撤回する必要はなく、憲法第9条の持つ平和主義の精神や理念がきちんと堅持された中で、憲法解釈の基本を継承されているものであり、憲法の規範性は固く守られている。よって、閣議決定の撤回を求める趣旨の請願を不採択とすることに賛成する。

賛 成

近年、東アジアの安全保障情勢は急速に悪化している。近隣各国による軍事的挑発も後を絶たない。政府は限定的に集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈をした。この憲法解釈変更は、解釈によって改憲を行うものではなく、一内閣が行う憲法解釈の範囲を超

えているとは言えず、立憲主義に反しない。戦後、我が国は最小限の自衛力を保持し平和外交に努めてきたが、近隣各国情勢を見れば「自国が攻撃されなければ安全」という一国平和主義ではすでに日本国は守り切れない。日本国に脅威をもたらす周辺事態を排除するため、国外紛争により生ずる邦人救出の為に動した同盟国を支援出来ない事は国家として責任がないと言わざるをえない。集団的自衛権は権利であり義務ではない。権利を保持しても、国民は高い良識を以て戦争に進むような事はない。しかしながら今後、周辺事態に対する外交交渉等決裂による最悪の非常事態を想定し備える事は重要である。以上の観点からこの請願を不採択とすることに賛成する。

反 対

まさに、世界でも高く評価されている憲法第9条があつたからこそ、日本は戦争に巻き込まれず、戦争に荷担することなく、今の平和と繁栄が守られてきたと言つて過言ではない。

よって、憲法第9条を根本的に変質させ、戦争への道を開く閣議決定の撤回を求め、戦争参加を進める立法措置を講じないよう求める請願は採択すべきであり、これを不採択とした総務委員長報告に反対する。